

ID: 168

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	土砂採取料等の還付承認		
例規名 根拠条項	長門市漁港土砂採取料等徴収条例 第6条ただし書		
例規番号	平成17年条例第134号		
<p><b>【根拠条文】</b> (土砂採取料等の不還付) 第6条 既納の土砂採取料等は、還付しない。ただし、天災その他不可抗力により土砂採取等を行うことができなくなったときその他市長が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日